

別紙 1

保育士・保育所支援事業委託業務実施要領

1 目的

保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保する観点から、勤務環境改善による定着支援と潜在保育士の復職支援を図るため、保育事業者支援コンサルタントによる保育所等への巡回支援、保育士等を対象としたセミナーの開催、保育士キャリアアドバイザーによる離職した保育士に対する再就職支援を実施する。

2 実施主体等

(1) 実施主体

実施主体は北海道（以下「委託者」という。）とし、事業を適切に実施できると認められる事業者により事業の一部を委託する。

(2) 事業者の選定方法

委託業務に係る公募型プロポーザルを実施し、企画提案書の提出に基づき審査の上決定する。

3 委託業務の概要

委託業務を実施する事業者（以下「受託者」という。）は、保育士・保育所支援事業（以下「事業」という。）を企画・運営する。

- (1) 保育事業者支援コンサルタントを保育所等に派遣し、職員の働き方の見直しを助言する。
- (2) 集合セミナーを開催する。
- (3) 保育士キャリアアドバイザーが保育士として勤務する希望者と見学同行等の伴走支援を行う。
- (4) 就職説明会を実施する。
- (5) 就職に関する相談、あっせんを行う。
- (6) 保育士登録のあっせんを行う。

4 事業概要

受託者は、勤務環境改善による保育士の職場定着と潜在保育士の復職を支援するため、次の業務を行う。

(1) 保育事業者支援コンサルタントの配置

- ① 保育事業者支援コンサルタントの決定
- ② 派遣先の調整（全道各地）
- ③ 派遣先の状況調査、助言内容の検討
- ④ 保育事業者コンサルタントの派遣（オンラインで可能な場合は現地に行かないことも可とする）

(2) 集合セミナー開催（オンライン）

- ① 研修の日程の設定
- ② 研修の内容の企画及び講師の選定
- ③ 研修開催通知の作成、発送、周知
- ④ 受講者の決定及び開催案内等の通知
- ⑤ 研修に必要な設備、教材、機器等の準備
- ⑥ 研修当日の運営、受講者本人確認

(3) 保育士キャリアアドバイザーの配置

- ① 保育士キャリアアドバイザーの決定
- ② 見学希望者の募集
- ③ 見学同行先の調整（全道各地）
- ④ 保育所等への見学同行等の伴走支援

(4) 就職説明会実施（北海道労働局など就職説明会実施機関と連携）

- ① 説明会の日程、会場等の確認

- ② 説明会の内容の企画及び参加保育所等の選定
 - ③ 説明会開催通知の作成、発送、周知
 - ④ 説明会参加者の決定及び開催案内等の通知
 - ⑤ 説明会に必要な設備、教材、機器等の準備
 - ⑥ 説明会当日の運営
- (5) 就職に関する相談、あっせん
- ① 就職に関する相談の受付
 - ② 就職先の斡旋について、北海道労働局、ハローワーク、北海道社会福祉協議会との連携
 - ③ 就職後のフォローアップの実施
- (6) 保育士登録斡旋
- ① 保育士登録制度の認知度の向上
 - ② ホームページによる保育士登録制度の周知
 - ③ メディアの広告媒体等を活用した保育士登録制度の周知
- ※ 保育士登録斡旋に関しては、再委託もできることとする。

5 保育事業者支援コンサルタントについて

(1) 具体的な事業内容

保育所等における保育人材の離職の防止を図るとともに、保育の質の向上を図るため、保育事業者支援コンサルタントを配置し、保育所等の事業者（以下「保育事業者」という。）に対する巡回支援を行う。

(2) 保育事業者支援コンサルタントの業務

保育事業者支援コンサルタントは、保育所等への巡回による保育事業者への相談支援を行うものとし、以下のいずれかの事項に該当する助言又は指導を行うとともに、関係機関との調整を行う。

- ① 保育所等の勤務環境改善等に関する助言又は指導
- ② 保育の質の向上に関すること
- ③ 事故の防止に関すること
- ④ 保護者や地域住民等とのトラブル等に関すること
- ⑤ その他保育事業の円滑な運営に関すること

(3) 保育事業者支援コンサルタントの要件

保育事業者支援コンサルタントは、以下に掲げる要件をいずれも満たしている者として、委託者が適当と認める者とする。

- ① (2)に掲げる業務に関する専門的な知見を有する者
- ② 事業の趣旨を理解し、保育事業者に対する相談支援業務を適切に実施することができる者

(4) その他

- ① 保育事業者については、事業実施を周知し、希望を取った上で選定する。
希望する園が多数あった場合、委託者と協議を行う。
- ② 保育事業者支援コンサルタントは、相談支援を行った保育事業者について、相談内容等を記録し、管理するとともに、定期的に同一の保育所等を巡回することにより、保育事業者への継続的な支援に努めるものとする。

6 集合セミナーについて

(1) 具体的な事業内容

保育所等において保育士が生涯働ける魅力ある職場づくりを行うとともに、保育士の離職防止を図るため、保育士の働き方の見直しや業務改善等に関して、保育所等の施設長や主任保育士、中堅の保育士など園で勤務する全ての業種の方を対象とした働き方改革、実践例を用いたセミナーを開催する。

(2) その他

保育事業者支援コンサルタントが助言指導を行った保育所等の実践例を紹介するなど、参加する保育所等に対して、働き方改革を実践しやすい研修内容とするなど工夫すること。

7 保育士キャリアアドバイザーについて

(1) 具体的な事業内容

離職した保育士に対し、再就職のために保育所等への見学同等等の伴走支援を行う。

(2) 保育士キャリアアドバイザーの業務

保育士キャリアアドバイザーは、離職した保育士の再就職のための就職をあっせんするものとし、保育所への見学希望者を募集、見学同行先と調整し、保育所等への見学同行等の伴走支援を行うものとし、以下のいずれかの事項に該当する相談又はあっせんを行うとともに、関係機関との調整を行う。

- ① 離職した保育士の再就職に対する相談又はあっせん
- ② 見学希望者に対する対応に関すること
- ③ 見学同行先との調整に関すること
- ④ 就職説明会に関する関係機関との調整に関すること
- ⑤ その他保育士の再就職に関すること

(3) 保育士キャリアアドバイザーの要件

保育士キャリアアドバイザーは、以下に掲げる要件をいずれも満たしている者として、委託者が適当と認める者とする。

- ① (2)に掲げる業務に関する専門的な知見を有する者
- ② 事業の趣旨を理解し、保育士に対する相談支援業務を適切に実施することができる者

(4) その他

- ① 見学同行等の伴走支援については、事業実施を周知し、希望を取った上で選定する。
見学希望者が多数あった場合、委託者と協議を行う。
- ② 保育士キャリアアドバイザーは、相談支援を行った保育士について、相談内容等を記録し、管理するとともに、再就職の支援については、ハローワークや北海道福祉人材センター等の、関係機関との連携により、その後の就業の状況把握等に努めるものとする。

8 事業参加費用

事業参加費用のうち、見学会場、就職説明会までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者が負担するものとする。

9 事業者の選定

事業の実施に当たっては、保育所等に対する勤務環境改善に結びつく具体的な保育士の働き方に対する助言を行うなど、保育の質の向上及び勤務環境改善についての知見、そのほか、保育現場に特化した働き方改革の集合セミナーやキャリアアドバイザーによる再就職のための現場見学会などの企画・運営を円滑に行うことができるかについて審査する必要がある。

このため、落札金額のみによる競争入札によるのではなく、具体的な企画提案（勤務環境改善、集合セミナー、再就職のための現場見学会の組み立てや講師の確保、研修の形態、開催日時等）を比較・検討することができ、総合的な審査・検討が可能なプロポーザル方式を採用する。

10 プロポーザル提出事業者の要件

(1) 複数企業等（法人及び法人以外の団体を含む。）による連合体（以下「コンソーシアム」という。）又は単体企業等とする。

(2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。

- ① 道内に本部（本社）、支部（支社）又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む）を有する企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人その他法人又は法人以外の団体であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有するもの（コンソーシアムの場合、構成員の一つが少なくとも道内に事業所を有していること）。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体は除く。

- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- ④ 競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。
また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- ⑤ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- ⑥ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 北海道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - イ 本店が所在する都府県の事業税（北海道税の納付義務がある場合を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税
- ⑦ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- ⑧ コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

11 委託期間（予定）

契約締結の日から令和7年（2025年）3月31日までとする。

12 委託契約額上限

8,775千円